

米国：「デジタル資産の責任ある発展の確保に関する大統領令」（2022年3月）に記載された6つの主要な優先事項に関する報告書の概要（2022年9月16日公表）

1.消費者・投資者・企業の保護		
デジタル資産は、消費者、投資者、企業にとって重大なリスクをもたらすものである。これらの資産の価格はボラティリティが高く、現在の暗号通貨の世界の時価総額は2021年11月ピーク時の約3分の1。依然として販売者はデジタル資産の特徴や期待リターンについてミスリードすることが常であるし、法令を守らない状況が蔓延している。ある調査では、デジタルコイン・オフリングの約4分の1について、文書の剽窃やリターンの保証に関する虚偽の約束など、情報開示や透明性に問題があることが判明している。デジタル資産市場における明白な詐欺、悪徳商法、窃盗は増加傾向にあり、FBIの統計によると、2021年に報告されたデジタル資産詐欺による金銭的損失は対前年比600%増となっている。現政権と規制当局は、ガイダンスの発出、エンフォースメント人員の増強、詐欺的な行為を行う者に対する積極的な追及により、消費者保護とデジタル資産市場における公正な取引の確保に取り組んできた。同政権は、以下の追加措置を講じる予定：		
デジタル資産分野での違法行為の調査・強制措置の積極的推進	証券取引委員会 商品先物取引委員会	②
消費者からの苦情をモニターし、不公正、詐欺、不正な行為に対するエンフォースメントに向けた取組みを倍加	金融消費者保護局 連邦取引委員会	②
デジタル資産のエコシステムに係るリスク対応のガイダンス等の策定	関係省庁	①④
消費者・投資者・企業が直面するデジタル資産のリスクに対して協力して対処してその効果を最大化することの要請	関係省庁	②
デジタル資産に関する消費者苦情データの共有	関係省庁	②
デジタル資産のリスクや詐欺行為に係る消費者への啓蒙活動	金融リテラシー教育委員会	④
2.安全で低廉な金融サービスへのアクセスの促進		
米国では約700万人が銀行口座を持っておらず、約2400万人がコストのかかるノンバンクサービスに依存。安全で信頼性が高く、低廉で誰もが利用しやすい金融サービスの開発が必要。デジタル資産の中には、より迅速な決済を可能にし、金融サービスをより利用しやすくするものもあるが、十分なサービスを受けていない消費者に真に恩恵を与え、略奪的な金融慣行につながらないようにするためには、以下の取組みが必要：		
FedNowのような即時決済システムの導入を奨励（決済業者による革新的な技術の開発・利用の支援：災害、緊急、その他政府から消費者への支払いなどの分配の観点から、自らの取引における即時決済システムの活用等）	関係省庁	②⑤
ノンバンク決済業者を規制するための連邦政府の枠組みを創設するための省庁提言	関係省庁	①⑤
クロスボーダー決済の効率化に向けた取組み（グローバルな決済実務・規制等との整合性を図りつつ、即時決済システムを統合した新規の多国間プラットフォームを模索）	関係省庁	⑤
技術・社会技術分野および行動経済学の研究の支援（デジタル資産のエコシステムが使いやすく包括的で、公平かつ誰もがアクセスできるようにデザインされていることを確保する目的）	全米科学財団	⑤

3.金融安定化に向けた取組み		
デジタル資産と中核的な金融システムの結びつきが強まり、混乱が波及する経路が生まれつつある。特に、ステーブルコインは、適切な規制がなされないと破壊的な混乱を引き起こす可能性がある。不安定性の兆候は、2022年5月のいわゆるステーブルコインの TerraUSD の暴落と、その後の約 6000 億ドルを消失させた債務超過に現れている。2022年10月には、金融安定監督評議会（FSOC）がデジタル資産のリスクを踏まえた、金融安定化促進のための追加提言を発表予定（注：10/3公表済）。更に以下の施策を講じる予定：		
金融機関のサイバー脆弱性を特定・軽減する能力を強化（情報共有、幅広いデータセットや分析ツールの推進等）	財務省	②
デジタル資産市場に関連する新たな戦略的リスクの特定、追跡及び分析	財務省・関係省庁	⑤
国際機関（OECD、FSB 等）を通じて、米国の同盟国とリスクの特定に関して協力	財務省	②⑤
4.責任あるイノベーションの推進		
世界で最も価値ある金融テクノロジー企業 100 社（その多くはデジタル資産サービスに従事）のうち半数が米国に存在。米国政府はこれまでも民間の責任あるイノベーション促進のために重要な役割を担ってきた。米国政府は、最先端の研究支援、企業の国際競争力強化、コンプライアンス支援、技術革新による負の有害な副作用の軽減に向けた協力を行う観点から、以下の措置を講じる予定：		
「デジタル資産研究開発アジェンダ」を策定し、次世代の暗号、取引のプログラマビリティ、サイバーセキュリティ、プライバシー保護、デジタル資産の環境への影響緩和等にかかる基礎研究を開始	科学技術政策局 全米科学財団	⑤
技術革新を実際に市場に出せる製品とするための研究の支援	科学技術政策局 全米科学財団	⑤
デジタル資産の安全かつ責任ある利用について、多様なステークホルダーに対する情報提供・教育・トレーニングを行う手法を開発するための社会科学・教育研究を支援	全米科学財団	④⑤
新たな金融テクノロジーの開発を行う革新的な米国企業に対し、テックスプリントやイノベーションアワー等を通じて、規制上のガイダンス、ベストプラクティスの共有、技術支援を実施	財務省 金融規制当局	④
デジタル資産の環境への影響調査、環境被害を軽減するためのツール・リソース・専門知識の提供を検討	エネルギー省、環境保護 庁、関係省庁	④⑤
連邦政府機関、業界、学会及び一般の人々が、連邦政府の規制、基準、調整活動、技術支援や研究支援に役立つ知識やアイデアを交換するための常設フォーラムを設立	商務省	②④

①法規制/ルール、②体制整備/執行、
③会計/税制、④広報/周知、⑤検討課題

5.グローバルな金融リーダーシップと競争力の強化		
世界のデジタル資産市場において米国のリーダーシップを強化するため、以下の方策を講じる予定：		
国際機関における米国の立場を活用して、デジタル資産に関する米国の考え方を発信予定	関係省庁	④
国際団体（G7、G20、OECD、FSB、FATF 等）において、デジタル資産に関する取組みで主導的役割の維持・拡大（データプライバシー、自由で効率的な市場、金融安定化、消費者保護、強力な法執行、環境の持続可能性といった価値観を反映した基準の推進）	関係省庁	④⑤
世界的な執行機関（例：Egmont Group）、二国間の情報共有、能力開発を通じて、外国のパートナー機関との協力と支援を強化	国務省 司法省 その他の執行機関	②
途上国への技術支援（デジタル資産のインフラとサービス構築）	国務省、財務省、国際開発庁ほか	②⑤
米国の最先端の金融技術やデジタル資産関連企業が、自社製品を世界市場へ売り出す足掛かりを見出すことを支援	商務省	④
6.不正資金対策		
AML/CFT の枠組みをデジタル資産のエコシステムに適用する上で、米国はリーダー的役割を果たしてきたものの、デジタル資産（その一部は偽装名義であり、金融仲介者を介さずに移転可能）は、不正な収益の洗浄、テロリズムや大量破壊兵器拡散の資金調達、その他さまざまな犯罪に悪用されてきた。例えば、デジタル資産は、サイバー犯罪者のランサムウェアの台頭、麻薬密売組織の麻薬販売とマネーロンダリング等に使われてきた。デジタル資産の不正利用をより効果的に防止するため、以下の施策を講じる予定：		
銀行機密保護法、反チップオフ法、無許可の資金移動に対する法律を改正し、デジタル資産取引所や NFT プラットフォームを含むデジタル資産サービスプロバイダーに適用するよう議会に求めるか否かを検討	大統領	①⑤
無許可の金銭授受への罰則を他のマネロン規制に係る罰則と同等に引き上げること、デジタル資産犯罪被害者の司法管轄区域で司法省が起訴できるように議会に働きかけることを検討	大統領	①⑤
分散型金融に関する不正資金リスクの評価（期限：2023年2月）および NFT の評価（同7月）	財務省	⑤
不正行為者の摘発と撲滅を継続し、デジタル資産の悪用に対処（サイバー犯罪者その他の悪質な行為者の違法行為に対する責任追及、国家安全保障上のリスクとなるエコシステム内のノードの特定等）	関係省庁	②
民間セクターとの対話の強化（企業におけるデジタル資産に関する義務や不正資金調達リスクの理解、情報共有、義務を遵守するための新たな技術の利用の推奨）	財務省	④
7.米国の中央銀行デジタル通貨の開発		

①法規制/ルール、②体制整備/執行、
③会計/税制、④広報/周知、⑤検討課題

基本的考え方	
暗号資産の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産は、価値や権利をデジタルで表現したもので、市場参加者と暗号資産のリテール保有者双方に大きな利益をもたらす可能性がある。 ・ 価値の表現には、当事者や市場参加者が暗号資産に帰属させる外部的、非内在的な価値も含まれている。すなわち、その価値は主観的で、暗号資産の購入者の関心によりのみ帰属させることが可能。 ・ 資金調達プロセスの合理化と競争により、暗号資産の提供は、革新的かつ包括的な資金調達の方法を可能とする（中小企業向けを含む）。 ・ 決済手段として利用する場合、ペイメントトークンは、仲介者の数を制限することにより、特にクロスボーダーにおいて、より安価で迅速かつ効率的な決済の機会を提供できる。 ・ ブロックチェーン技術を含む分散台帳技術の多くの応用事例について、まだ十分に研究されていないものの、今後、新しいタイプの事業活動やビジネスモデルを生み出し、暗号資産セクターそのものと相まって、EU 域内の経済成長や新しい雇用機会につながることを期待される。
規制の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産取引プラットフォームの運営、暗号資産を資金や他の暗号資産と交換するサービス、暗号資産の保管など、現行の EU 金融サービス法の適用対象外の暗号資産関連サービスについては、AML 規則以外の規則が存在しない。このため、暗号資産の保有者は、特に消費者保護規則が適用されない領域でリスクにさらされることになる。また、このようなルールの欠如は、市場操作や金融犯罪など、市場の健全性に大きなリスクをもたらす可能性がある。 ・ 暗号資産に関する EU 全体の枠組みがないと、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 暗号資産に対する利用者の信頼を損ね、暗号資産市場の発展を著しく阻害し、革新的なデジタルサービス、代替支払手段、新たな資金調達といった面で EU 企業の機会損失につながる。 ➢ 暗号資産を利用する企業は、加盟国における暗号資産の取扱いについて法的な確実性がないため、暗号資産をデジタルイノベーションに活用する努力が損なわれる。 ➢ 規制の断片化につながる可能性があり、単一市場における競争を歪め、暗号資産サービスプロバイダーの国境を越えた活動拡大を困難にし、規制の裁定を生む。
規制の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の提供者、暗号資産取引への参入を求める者、資産参照トークン、電子マネートークンの発行者および暗号資産サービスプロバイダーに適用される法的枠組みの断片化に対処し、暗号資産の保有者および暗号資産サービスプロバイダーによる顧客の保護を確保しつつ、暗号資産市場の適切な機能を確保すること。

概念整理	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産：分散台帳技術または類似の技術を用いて電子的に移転・保存が可能な価値または権利のデジタル表現（以下3つのサブカテゴリーに分類） <ul style="list-style-type: none"> ① 電子マネートークン：特定の法定通貨の価値を参照することにより、安定した価値の維持を目的とするもの ② 資産参照トークン：①に該当しないもので、一以上の法定通貨を含む他の価値や権利、またはそれらの組み合わせを参照することにより、安定した価値の維持を目的とするもの ③ ユーティリティトークン等：トークンの発行者が提供する財またはサービスへのアクセスを提供することのみを目的とするもの ・ 暗号資産サービスプロバイダー：一以上の暗号資産サービスを第三者に提供することを業とする法人またはその他の事業主体 	
規制対象	
<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 域内で暗号資産の発行、公開、取引への参入もしくは暗号資産関連サービス提供に従事する自然人、法人その他の事業主体に適用 ・ NFT は暗号資産に当たらず規制の対象外（ただし、フラクショナル NFT が規制対象となる見解が示されるなど NFT 該当性には注意が必要） ・ 規制の対象となる暗号資産と対象とならない金融商品との間の区別を明確にするために、ESMA に対してガイドライン公表を要請 	
規制内容	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗号資産の発行、公開、暗号資産取引プラットフォームにおける暗号資産取引への参入に係る透明性および開示要件 ・ 暗号資産サービスプロバイダー、資産参照トークン発行者および電子マネートークン発行者の認可と監督、運営、組織およびガバナンス ・ 発行、公開および取引の参入における暗号資産保有者の保護 ・ 暗号資産サービスプロバイダーによる利用者の保護 ・ 暗号資産市場の健全性確保のための、暗号資産に関するインサイダー取引、内部情報の違法開示および市場操作を防止するための措置
電子マネートークン、資産参照トークン以外の暗号資産に係る主な規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子マネートークン、資産参照トークン以外の暗号資産の公募を行う場合には、暗号資産ホワイトペーパーを作成し、所管当局に通知し、公表しなければならない。 ・ 暗号資産ホワイトペーパーには、発行者及び公募に関わる関係者、調達資金で実行されるプロジェクト、暗号資産公募の詳細、暗号資産に付随する権利および義務、基礎となる技術、関連するリスク、コンセンサス・メカニズムの主要な環境および気候関連の影響に関する情報等が含まれている必要がある。 ・ 販売の対象が加盟国ごとに150名未満、12か月で募集額が100万ユーロ未満、暗号資産の購入・保有が適格投資家のみ限定等の条件を満たす場合、ホワイトペーパーの作成義務は課されない。

電子マネー トークンに係 る主な規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子マネートークン発行者は、EU 指令上の信用機関または EC 指令上の電子マネー機関としての認可が必要。電子マネートークンは EC 指令上の「電子マネー」とみなされるべきであり、本規則に別段の規定がない限り EC 指令に規定する運用要件に従うべき。 ・ 電子マネートークン発行者は暗号資産ホワイトペーパーを作成し所管当局に通知しなければならない。 ・ 電子マネートークン保有者が額面額でいつでも償還できる権利を付与すべき。
資産参照ト ークンに係る 主な規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者は EU 内に登録事務所を持たなければならない。 ・ 原則、認可が必要。ただし、適格投資家のみを提供される場合、または資産参照トークンの公募が一定の閾値を下回る場合には、認可不要。この場合も暗号資産ホワイトペーパーの作成は必要。 ・ 発行者は、負債リスクに見合った資産の準備金を保有し、維持すべき。 ・ 資産参照トークン発行者は、保有者がいつでも資産参照トークンの償還を発行者に請求できる権利を付与すべき。
暗号資産サ ービスプロバ イダーに係る 主な規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 内に登録事務所を持ち、少なくとも 1 名の取締役は EU 居住者でなければならない。 ・ 消費者保護のため、提供するサービスの種類に応じて、健全性要件が課される。 ・ 暗号資産の保管・管理を行う暗号資産サービスプロバイダーはすべての暗号資産が常に妨害されていなければならないことを保証しなければならず、サイバー攻撃、盗難、不具合によるインシデントを含め、いかなる損害に対しても責任を負う。